

阿賀町住宅リフォーム事業補助金交付申請書兼同意書

年 月 日

阿賀町長 様

申請者 〒 -
住 所 _____
氏 名 _____ 印
電話番号 _____

阿賀町住宅リフォーム事業補助金交付要綱第 8 条第 1 項の規定により、次のとおり住宅
リフォーム事業補助金を申請します。

（該当する□の中に☑を入れてください。）

記

対象住宅の所在地	阿賀町	
対象住宅の所有者	(氏名) (申請者との関係)	
住宅の種別	☐ 個人住宅 ☐ 併用住宅 ☐ 附属建物	
補助対象工事費（税込）	円（A）	（総工事費 円）－ （補てん額 円）＝（A）
予定工事期間	年 月 日から 年 月 日まで	
交付申請額	円（補助対象工事費×50%（千円未満切捨））	
（子育て世帯の適用がある場合、補助上限額 3 0 万円、それ以外は上限額 2 0 万円） ☐ 無 ☐ 有（1 8 歳以下の者の氏名 ）		
他の補助制度による 補助金の適用	☐ 無 ☐ 有（制度名 ）	

補助金交付決定前着手の有無	☐ 無 ☐ 有（着工予定日 年 月 日）
交付決定前に着手する理由	
条件	（1） 補助金交付決定を受けるまでの期間に、天災その他の事由によって、実施した工事等に損失が生じた場合、これらの損失は申請者が負担すること。 （2） 補助金が審査結果又は抽選により不交付となった場合、異議がないこと。 （3） 着手から補助金交付の決定を受けるまでの期間内においては、計画変更は行わないこと。
上記条件を了承し補助金交付決定 前に着手したいので届け出ます。 申請者署名（自署）	

申請した対象住宅が借家（集合住宅は含まない。）の場合	
条件	(1) 補助金交付決定を受けた後、申請者が引き続き現に居住する借家に3年以上住み続ける予定であること。 (2) 補助対象工事の実施について、申請者及び貸主において協議済みであり異議がないこと。 (3) 補助金の交付決定後、補助対象工事の完了により申請者が補助金を受領することについて申請者及び貸主において協議済みであり異議がないこと。 (4) 補助対象工事の実施に伴い、天災その他の事由によって、申請者及び貸主に損失が生じた場合、これらの損失は申請者及び貸主において協議し負担すること。 (5) 退去等に伴い借家契約を解消することとなった場合、工事の種類によっては、施工した構築物等が除去または取り外し等ができないことにより、構築物等が貸主に帰属することとなっても異議がないことを申請者及び貸主において協議済みであること。 (6) 退去等に伴い借家契約を解消することとなった場合、エアコン等の取り外しが可能な設備等について、申請者の所有物として取り外すことについて申請者及び貸主において協議済みであること。 (7) 申請した補助対象工事費に関する費用については、申請者本人の自己資金または自己調達資金であり、貸主からの資金は含まれないこと。 (8) 偽りその他不正の手段により補助金の決定を受けたとき、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき、その他町長が補助金の交付の決定を取り消すべき事由があると認めたときは、交付決定の全部または一部を取り消すことに異議がないこと。また既に交付されているときは補助金の全部または一部を返還しなければならない。
上記条件を了承し申請します。 申請者署名（自署）	
上記条件を了承します。 貸主署名（自署）	

受付印	受付時間	受付者 [㊞]	備 考
	時 分		

町税の未納 有 ・ 無 調査職員氏名 (印)

審査結果	適 ・ 不適	調査職員氏名	(印)
不適の場合その理由 ()			

住宅リフォーム工事の内容がわかる図面等（別紙による添付可）

阿賀町住宅リフォーム事業補助金 振込先口座記入欄

阿賀町住宅リフォーム事業補助金について、今後、交付決定を受けた場合、補助金の振込先としたい申請者名義の口座情報を記入してください。

※ 申請者と口座名義人は同一人をお願いします。

申請者名 _____

振込先 金融機関	銀行・労働金庫 農協・信用組合 信用金庫		本店 支店 出張所	
口座種別	1. 普通 2. 当座			
口座番号				
フリガナ				
口座名義人				

◎この度の申請で阿賀町にご提供いただいた口座情報については、申請者が交付決定を受けた場合（抽選により当選し交付決定を受けた場合を含む。）のみ、阿賀町住宅リフォーム事業補助金の交付業務に使用いたします。